自動車取得税及び自動車税の軽減対象自動車一覧表

ここに掲げられた自動車は、自動車取得税の課税標準が自動車の取得価格から30万円を 控除した額となる。(自家用車の場合は税額が1万5千円、営業車の場合は9千円軽減され る。)

また、排出ガス性能に応じて自動車税が概ね13~50%軽減される。

かつ低燃費車

自動車税を概ね50%軽減

通称名	排気量(ポス)	型式指定番号	車両型式	類 別 区分番号	10·15M 燃費値	低排出ガス 認定基準
該当車なし						

かつ低燃費車

自動車税を概ね25%軽減

通称名	排気量(ト゚ス゚)	型式指定番号	車両型式	類 別 区分番号	10·15M 燃費値	低排出がス 認定基準	
該当車なし							

かつ低燃費車

自動車税を概ね13%軽減

通称名	排気量(ピス゚)	型式指定 番号	車両型式	類 別 区分番号	10·15M 燃費値	低排出がス 認定基準
レオーネバン	1.497	10447	TB-CVFY11	033	16.4	
				034		
				035		
				036		
				037		
				038		
				039		
				040		
				041		
				042		
				043		
				044		
				045		
				046		
				047		
				048		
				049	14.6	
				050		
				051		
				052		
				053		
				054		

			055		
			056		
			057		
			058		
			059		
			060		
			061		
			062		
			063		
			064		
1.769	10448	TC-CVHNY11	025	13.0	
			026	12.2	
			027		
			028		
			029		
			030		
			031		
			032		

- 注:1 同一型式であっても、仕様によって一部軽減対象とならない場合があるので、自動車販売店等での確認が必要。
 - 2 燃費の単位はkm/1。同一型式内に複数燃費値があるものは、新燃費基準を満足しているもののみ記載。
 - 3 燃費基準は重量毎に異なるため、同一型式であっても重量によって適用される燃費基準が異なることがある。

(参考)新燃費基準の値

<ガソリン貨物車>

	燃費基準値				
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量 自動車の		(km/L)	
	手 動 式	1,016kg未満		17.8	
車両総重量が1.7トン以下の	于勤以	1,016kg以上		(km/L)	
もの	十里ルルルグトのもの	1,016kg未満		14.9	
		1,016kg以上		13.8	
		1,266kg未満	構造A	14.5	
車両総重量が1.7トン超2.5ト ン以下のもの	手 動 式	1,2000以外侧	構造B	15.7 14.9 13.8 14.5 12.3 10.7 9.3 12.5	
	<u> </u>	1,266kg以上1,516kg未満		10.7	
		1,516kg以上		9.3	
		1,266kg未満	構造A	14.9 13.8 14.5 12.3 10.7 9.3 12.5 11.2	
	手動式以外のもの	1 , 200kg/k/i则	構造B	11.2	
		1,266kg以上		10.3	

<ディーゼル貨物車>

	燃費基準値				
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	(km/L)	
車両総重量が1.7トン以下の	手 動 式			17.7	
もの	手動式以外のもの			15.1	
車両総重量が1.7トン超2.5ト ン以下のもの		1,266kg未満	構造A	17.4	
	手 動 式	1,200Kg/k/jiij	構造 B	14.6	
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1	
		1,516kg以上		12.5	
		1,266kg未満	構造A	14.5	
		1,200大9八川	構造 B	12.6	
	手動式以外のもの	1,266kg以上1,516kg未満		12.3	
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8	
		1,766kg以上		9.9	

- 1.「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令67号)第1条 第4号に規定する積車状態における重量をいう。
- 2.「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第1条第3号に規定する空車状態における重量をいう。
- 3.「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
 - イ.最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - ロ.乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ハ. 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの(後軸に動力を 伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用い て後軸に動力を伝達するものに限る。)であること。